

秋田県気管挿管実施救急救命士認定要領

秋田県MC協議会

(主旨)

第1条 この要領は、救急救命士法施行規則第21条の規定に基づく重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置として、医師の具体的指示下において気管内チューブによる気道確保（以下、「気管挿管」という。）を実施することのできる救急救命士であることを認定する手続きを定めるものとする。

(認定要件)

第2条 認定の対象となる者は、救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習について（厚生労働省医政局指導課長通知、平成16年3月23日付け医政指発第0323049号）による、気管挿管のための追加講習及び病院実習のいずれの受講をも修了した救急救命士とする。

また、認定は3年ごとに更新していくこととし、更新手続き等については「別紙」のとおり定める。（なおビデオ喉頭鏡の認定を初めて受けた際の認定期限は、その認定を受けた日から救急救命士が既に受けている気管挿管認定も含めて3年とする。）

(認定の申請)

第3条 各消防長は、認定を受けようとする者について、申請書（新規様式1）を作成し、添付書類（新規様式2）を添付のうえ、県メディカルコントロール協議会長に提出する。

(認定証の交付)

第4条 県メディカルコントロール協議会長は、第3条の規定に基づく申請内容により、各消防長を経由して認定証（新規様式3）を交付するとともに、この写しを添えて地域メディカルコントロール協議会長に通知するものとする。

(認定者の登録等)

第5条 県並びに地域メディカルコントロール協議会長は、認定者について気管挿管実施救急救命士台帳（新規様式4）に搭載する。

(事務処理)

第6条 この認定に関する事務は、県総務部総合防災課消防保安室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成16年9月8日から施行する。

平成19年10月10日 一部改訂

平成22年 5月26日 一部改訂

平成24年10月 5日 一部改訂

令和 元年 7月11日 一部改訂

令和 6年 4月 1日 一部改訂